

5 所得の低い人への配慮

被保険者の方それぞれの状況に応じ、サービス利用料の軽減に係る高額介護サービス費の支給制度や施設サービス等での居住費（滞在費）・食費負担額の軽減制度、保険料・サービス利用料の減免制度等を適切に運用することにより、所得の低い方に配慮していきます。

■表 21 本市の介護保険料・利用料の減額制度

区 分	国の特別対策等によるもの	市独自施策によるもの
介護保険料の減免	—	災害等による減免のほか、市長が特に認めた場合に減免
サービス利用料の減免	—	災害等による減免のほか、市長が特に認めた場合に減免
サービス利用料の減額 (利用料の負担緩和)	障害のある方の「訪問介護」 障害者自立支援サービスで自己負担のなかった方が介護保険対象となり、自己負担が必要となった方の利用料を減額	障害のある方の「訪問入浴介護」についても同様に利用料を減額
社会福祉法人等による利用者負担の減額 (介護予防含む。) ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム） ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	所得の低い方が、「社会福祉法人」の行うサービスを利用した場合、利用料を減額（平成 23（2011）年度より生活保護受給者の個室居住費が軽減対象となった。）	—

6 介護給付等に要する費用の適正化の推進

介護給付等に要する費用の適正化については、次のとおり推進していきます。

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図っていきます。

(2) ケアプランの点検

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプラン（居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画）の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善していきます。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修の点検については、改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行い施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除していきます。

福祉用具購入・貸与調査については、福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めていきます。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検については、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行っていきます。

医療情報との突合については、医療担当部署とのさらなる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図っていきます。

(5) 介護給付費通知

保険者から受給者本人（家族を含む。）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげていきます。

【関連事業等】

●介護予防サービス

介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護予防訪問介護は、利用者が自力で行うことが困難な状態になりはじめた掃除、買物、調理などの日常的な行為について、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、「積極的介助」をすることで、利用者自身の意欲や能力を可能な限り引き出すサービスです。

介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護は、浴槽を積んだ入浴車が自宅を訪問して、介護予防を目的とした入浴の介助などを受けるサービスです。

介護予防訪問看護

介護予防訪問看護は、看護師等の訪問により、医師の指示に基づき、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を受けるサービスです。

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士による自宅への訪問により、医師の指示に基づき、介護予防を目的として、リハビリテーションを受けるサービスです。また、言語聴覚士の訪問により、言語の障害や嚥下障害等についても訓練を受けることができます。

介護予防居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士等が自宅へ訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を受けるサービスです。

介護予防通所介護（デイサービス）

介護予防通所介護は、日常生活上の支援や生活行為向上支援を受けるサービスです。これに加えて「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」又は「アクティビティ（ゲームなど予防的効果のある活動）」のメニューの中から、利用者の選択に基づきサービスが提供されます。

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護予防通所リハビリテーションは、日常生活の支援や生活行為向上支援、リハビリテーションを受けるサービスです。これに加えて「運動器の機能向上」、「栄養改善」又は「口腔機能の向上」のメニューの中から、利用者の選択に基づきいずれか1つのサービスの提供を受けます。

介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護予防短期入所生活介護は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入居して、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

また、短期入所療養介護は、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入居して、介護予防を目的とした看護や医学的管理下における介護や、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

介護予防支援

介護予防支援は、要支援者が指定介護予防サービスや介護予防に資する保健医療サービス・福祉サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が要支援者の依頼を受けて、心身の状況、置かれた環境、本人・家族の希望等を踏まえ、利用する指定介護予防サービス等の種類・内容、担当者等を定めた介護予防サービス計画を作成するとともに、その計画に基づくサービ

ス提供が確保されるように事業者等との連絡調整等を行うサービスです。

●居宅サービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、介護を必要とする方の自宅へ訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、主に食事介助、排せつ、入浴の世話などの身体介護を受けるサービスです。その他に利用者自身の食事づくりや掃除など、日常生活の援助を受けることもできます。

訪問入浴介護

訪問入浴介護は、浴槽を積んだ入浴車が自宅を訪問し、外出が困難で寝たきりの方などが入浴の介護を受けるサービスです。

訪問看護

訪問看護は、看護師等の訪問により、自宅で療養している方が医師の指示に基づく療養上の世話や診療の補助を受けるサービスです。

訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士による自宅への訪問により、介護を必要とする方が日常生活の自立を目指し、心身の機能の維持・向上のため医師の指示に基づき必要なりハビリテーションを受けるサービスです。また、言語聴覚士の訪問により、言語の障害や嚥下障害等についても訓練を受けることができます。

居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士等が自宅へ訪問し、療養上の管理や指導を受けるサービスです。

通所介護（デイサービス）

通所介護は、日帰りでデイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話や機能訓練に加え、栄養改善・口腔機能向上など指導を受けることのできるサービスです。利用者の閉じこもり防止や心身の機能維持の場であるとともに、介護家族の負担軽減や心身のリフレッシュの機会にもなります。

通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションは、日帰りで介護老人保健施設、病院などの施設に通い、日常生活の自立を目指し、心身の機能の維持回復のため、医師の指示に基づき理学療法や作業療法など必要なりハビリテーションを受けるサービスです。これに加え、栄養改善・口腔機能向上などの指導を受けることもできます。

短期入所生活介護、短期入所療養介護（ショートステイ）

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入居して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

また、短期入所療養介護は、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入居して、看護や医学的管理下における介護や、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

居宅介護支援

居宅介護支援は、要介護状態の方の能力に応じて自立した生活を営む事ができるよう、介護支援

専門員（ケアマネジャー）が利用者の希望や心身の状況・家庭環境等を考慮してケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、計画に基づき自立を支援するためのサービスが受けられるよう介護保険事業者等との連絡調整を行うものです。また、施設入居が必要な方に対して、施設の紹介等も行います。

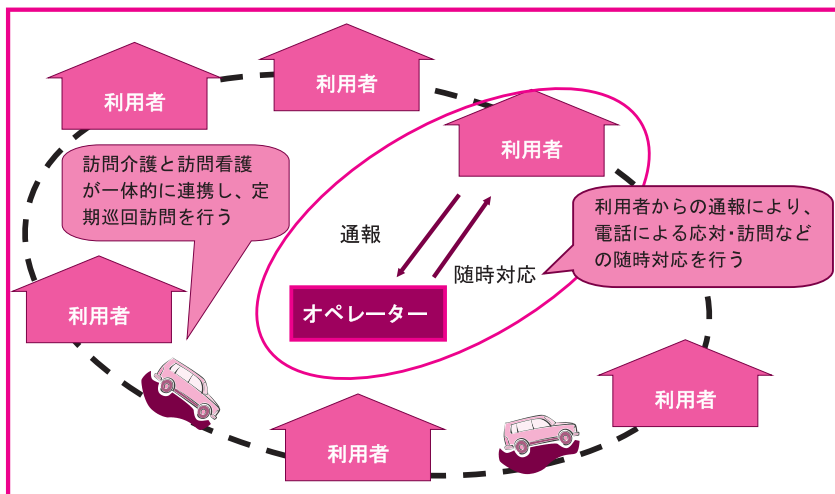
●地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、短時間の定期巡回による「利用者のニーズや生活スタイルに合ったサービス提供」を可能にしています。これは、介護サービスと看護サービスの連携による一体的提供と 24 時間 365 日対応可能な窓口での随時対応による在宅における安心感が得られる新しいサービス類型です。また、「地域包括ケア」の仕組みを支える基礎的なサービスとして位置付けられています。（図 11）

■図 11 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、訪問介護員（ホームヘルパー）が介護を必要とする方の自宅へ、夜間における定期的な巡回又は通報によって訪問し、排せつ介助や日常生活上の緊急対応等の介助又は夜間の見守りなどの援助を行うサービスです。

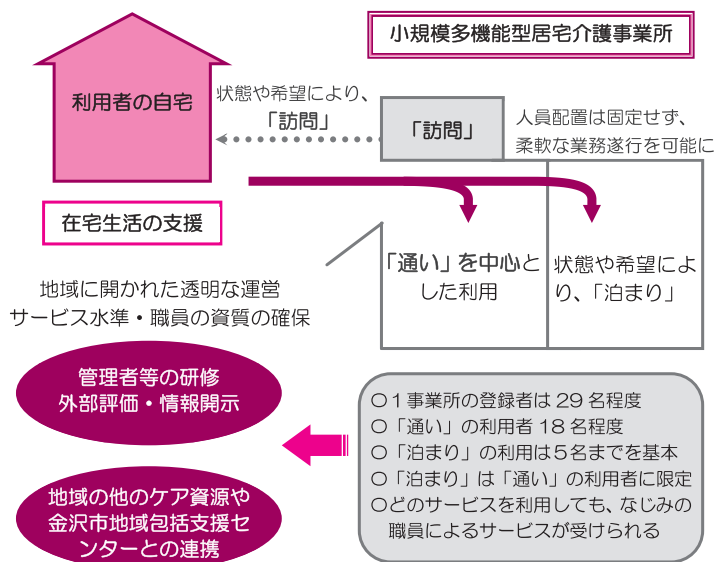
（介護予防）認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

（介護予防）認知症対応型通所介護は、支援や介護の必要な認知症の方が、日帰りでデイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話や機能訓練などを受けることのできるサービスです。

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護は、支援や介護の必要な方が、日帰りでの通い、あるいは利用者の状態や希望に応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせ、入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話や機能訓練などを受けることのできるサービスです。(図 12)

■ 図 12 小規模多機能型居宅介護



看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護が組み合わせられたサービスです。看護と介護サービスの一体的な提供により、日常生活に必要な医療・看護ニーズや緊急時の対応を含め、柔軟なサービス提供が可能であり、地域密着型サービスとして、なじみの看護、介護職員によるサービス提供が行われます。(図 13)

■ 図 13 看護小規模多機能型居宅介護

